

総務企画常任委員会

令和3年9月16日（木）

総務企画常任委員会

定例会名 令和3年第3回定例会
招集日時 令和3年9月16日(木) 午前10時
招集場所 牛久市役所議場

出席委員 7名
委員 長 藤田 尚美
副委員 長 遠藤 憲子
委員 黒木 のぶ子
" 石原 幸雄
" 市川 圭一
" 諸橋 太一郎
" 北島 登

欠席委員 なし

出席説明員
副市長 滝本 昌司
経営企画部長 吉田 将巳
総務部長 植田 裕
市民部長 小川 茂生
議会事務局長 野口 克己
経営企画部次長兼政策企画課長 柳田 敏昭
総務部次長兼人事課長 二野屏 公司
市民部次長兼市民活動課長 栗山 裕一
総務課長 橋本 円
税務課長 晝田 典義
防災課長 中澤 久
庶務議事課長 飯田 晴男

議会事務局出席者
書 記 酒 卷 一 志

令和3年第3回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 総務企画常任委員会

- 議案第 43号 牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 44号 牛久市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第 45号 牛久市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 51号 工事請負契約の締結について
- 意見書案第 8号 福島第一原発事故による汚染水（「処理水」）の海洋放出の取りやめを求める意見書の提出について
- 意見書案第10号 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書の提出について
- 意見書案第13号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 決議案第 5号 会計年度任用職員の適正な任用のために、フルタイムと常勤職員採用への道を開くことを求める決議について

午前10時00分開会

○藤田委員長 おはようございます。

ただいまから総務企画常任委員会を開会いたします。

本日、説明員として出席した者は、副市長、経営企画部長、総務部長、市民部長、議会事務局長、経営企画部次長兼政策企画課長、総務部次長兼人事課長、総務課長、税務課長、市民部次長兼市民活動課長、防災課長、庶務議事課長であります。書記として酒巻さんが出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

- | | | |
|-------|-----|--|
| 議案第 | 43号 | 牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 44号 | 牛久市個人情報保護条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 45号 | 牛久市税条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 | 51号 | 工事請負契約の締結について |
| 意見書案第 | 8号 | 福島第一原発事故による汚染水（「処理水」）の海洋放出の取りやめを求める意見書の提出について |
| 意見書案第 | 10号 | 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書の提出について |
| 意見書案第 | 13号 | コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について |
| 決議案第 | 5号 | 会計年度任用職員の適正な任用のために、フルタイムと常勤職員採用への道を開くことを求める決議について |

以上8件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第43号、牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第43号について、提案者の説明を求めます。経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 政策企画課、柳田です。よろしく願いいたします。

議案第43号、牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明させていただきます。

本年5月に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が制令されたことに伴い、番号法第19条に新たに同条第4号が追加されたことに伴い、同条第4号から第16号までの規定が1号ずつ繰り下がったことによる引用条項の整理を行うものでございます。

具体的には、番号法第19条第1項第10号を引用していたため、これを第11号とするものです。

以上です。

○藤田委員長 これより議案第43号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。北島委員。

○北島委員 この条例ではちょうど42号は保有個人情報の提出先への通知となっていますけれども、この現在個人情報提出先というのはどういうところがあるのでしょうか。法律を見てみますと相当幅広く決められていますし、そこら辺は分かりますか。

○藤田委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 今回、新たに番号法第19条に加わりました第1項の第4号につきましては、従業員、公務員であった者が退職し、次の仕事に就いた場合、個人番号を含む個人情報を前事業所、官公庁が本人の同意を得た上で次の使用者に必要な範囲で個人情報を提供するときが制限除外とされるものでございます。通常、源泉徴収票などに特定個人番号、マイナンバーが載りますので、そういった場合の使用についてより便利になるための条項の追加だと思います。それに伴って、牛久市の条例が引用されている部分について、号数を変更したものでございます。

○藤田委員長 北島委員。

○北島委員 あと、既に法律ではちょっとどこにどう書かれているのか探したんですが、義務化されていないはずの金融機関、新しい口座を開いたりする場合も今はマイナンバー、これを登録するように運用されているようですが、そのほか健康保険、健康保険組合や国保も合わせて全部そういう形になっているようですけれども、国は相当今後広げていくと見えてきますね。健康保険証代わりに使うとか、運転免許証に使うとか、そのほかいろいろ取り沙汰されていますが。ここで個人情報の取扱いについては、ところが不明確な部分が非常に多いと思うんですが、そういう取り扱っている機関だとか、行政以外のところではどんなところがあるのでしょうか。

○藤田委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 私ども、条例の制定について行っているもので、法律の制定については国会で行っておりまして、そのことについてちょっと申し訳ないんですけども私どもの管轄外ということもございまして、ここで今回改正をするものについては、自治体が特定個人情報を独自利用で使用する場合は条例で定めなければならないというところを条例において引用しておりますので、その条項整理を行うための条例改正でございます。こういったところでマイナンバーを使っていくか、これからのデジタル社会の形成を図るための関係法律が整備されたということで、そこはいろいろな議論が今後また、使用については国会のほうでございまして、当然条例で定めなければいけない部分については、私どもも十分に検討し、また条例の改正が必要がある場合、議会の皆様にもよく説明をさせていただきたいと考えております。

○藤田委員長 質疑及び意見がある方は御発言願います。黒木委員。

○黒木委員 おはようございます。要するに、このデジタル社会に向けての個人の情報を行政が

使うことができますよということでの内容なんですか。端的に言うならば。今までは、個人の預貯金等については極めて個人の情報だということで、よほど口座を持っているというか、その人の同意をもらった形で口座の内容を知ることができたんだけど、そういう内容なのかどうか、ちょっと理解できないんですけども、ちょっとその辺もう一度説明していただきたいと思えます。

○藤田委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 今回、番号法の19条に加わった部分についてでございますが、これはもともと働いている方個人が、その勤務先、働いている場所へ自分でマイナンバーを提出するという形を取っております。それを御本人が同意した場合に限り、前の事業所から次の勤務先へ伝えることができるということが、制限の除外をされたということでございます。銀行の預金関係のことについてはちょっと法律のほうでもその部分がうたわれているわけではございませんので、すみませんが、ちょっとその部分については承知しておりません。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 確認なんですけど、そうしますとデジタル社会に向けて、勤務しているときにマイナンバーをその会社に提出したと。それで、また辞めたりとか、またあるいは別なところの会社に転職したような場合はそのまま会社から、マイナンバーをそのまま同意がなくても移行することができるという意味でのことなのか、ちょっとその辺が、しっかりとこの法律を読んでないで今説明を受けただけでの理解不足なんですけれども、その辺についてちょっとそういうことで今答弁いただいたのはそのような理解でいいのかどうか。

○藤田委員長 経営企画部次長兼政策企画課長。

○柳田経営企画部次長兼政策企画課長 本人の同意というのは必ず必要だということがうたわれておりますので、本人が拒否した場合、その御本人から提出していただくようにと法律では定めているようです。

○藤田委員長 質疑及び意見がある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 以上で、議案第43号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第44号、牛久市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第44号について提案者の説明を求めます。総務課長。

○橋本総務課長 総務課の橋本でございます。よろしくお願いたします。

議案第44号牛久市個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、御説明させていただきます。

本条例の改正につきましては、先ほどの議案第43号と同様でして、5月に公布されましたデジタル庁設置法と、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定によりまして、牛久市個人情報保護条例が引用している法律がまたさらに改正されたことによりまして、引用条項や文言の整理を行ったものでございます。

具体的には、牛久市個人情報保護条例第42条の部分になるんですが、今まで情報提供先として総務大臣とありましたものが、所管が変わりまして、内閣総理大臣に改めたこと。もう一つが、先ほどの議案第43号と同じで、番号法で引用していた第19条第7号が条ずれが起きたので、第19条8号に改まりましたので改正を行ったものです。

以上となります。

○藤田委員長 これより議案第44号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 それでは、1点だけ確認をしたいと思います。

43号と関連するということなんですが、今回総務大臣から内閣ということで、所管が変わるということなんですが、この改正によってどういうことが市民に影響があるか、その辺を伺いたいと思います。

○藤田委員長 総務課長。

○橋本総務課長 お答えいたします。

今回、この改正に合わせまして、実際今まで総務大臣に訂正した場合に通知をするという部分になるんですが、何を訂正して、何を通知したかという話になるんですけども、基本番号制度ですので、ネットワーク回線につながっておりまして、例えば、じゃあ生年月日が訂正になった場合も、当然回線を通じて訂正されているので、それを改めて書面で通知するということが必要になるというのが元の文になるんですけども、改めて書面で通知するという場面が、これまでどうも調べたんですが、過去になかったようでした、ちょっと書面で通知するというのはどういう場合を想定しているのかが、すみませんちょっと過去に事例がなかったので、今取りあえずは、通常はネットワーク回線をもって訂正情報も流れますので、それで事務は行っているものと認識しております。

以上です。

○藤田委員長 以上で、議案第44号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第45号、牛久市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第45号について提案者の説明を求めます。税務課長。

○晝田税務課長 税務課晝田です。よろしくお願いいたします。

議案第45号、牛久市税条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

令和3年度税制改正により、地方税法等が改正されました。これに伴い、市税条例の一部を改正するものです。

主な改正点は2点でございます。1つ目は、個人市民税関係で、平成30年度から開始されました医療費控除の特例でありますセルフメディケーション税制について、適用期間を令和9年度まで5年延長するものです。セルフメディケーション税制というのは、健康の維持増進及び疾病の予防として、健康診断や人間ドックなど、一定の取組を行うものが、その年中に1万2,000円以上の特定一般用医薬品等購入費、こちらを支払った場合に、その超えた金額について、医療費控除とどちらか選択をして所得から控除することができる制度です。これまでの適用実績な

んですが。4年間で90名。市民税への影響額といたしましては、約11万円となっております。

2点目ですが、固定資産税関係で、浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の創設です。こちらは、特定都市河川浸水被害対策法や、下水道法に基づきまして、特定都市河川流域において、都道府県知事や、市町村長の認定を受けて整備いたしました雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を最初の3年間に限り3分の1とする特例措置を創設するものになります。適用期間については、令和6年3月31日までに取得したのになります。現時点なんですが、茨城県内に特定都市河川の指定を受けた河川がございませんので、本特例について現時点では適用の見込みはございません。

そのほかにつきましては、条項及び文言の整理を行うものとなります。

説明は以上になります。

○藤田委員長 これより議案第45号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 それでは質問したいと思います。

今のセルフメディケーションの税制の見直し延長なんですけれども、このときには証明するもの、領収書とかの添付が必要なのかどうかというところ。それと、先ほど4年間で90人、11万円の税のあれということだったんですが、医療費控除、普通10万円を超えたものということなんですが、それとの関係はどうなっているのか、その辺を確認したいと思います。

○藤田委員長 税務課長。

○晝田税務課長 まず、資料の添付というところなんですけど、こちらこの税制の適用を受けるためには、確定申告をするようになるんですけど、その際に明細書というものをつくって、どこのどんなお薬を買ったとかという明細書をつくってもらうんですけど、そちらについては提示、もしくは提出ということで、これは保管していただければ大丈夫ということになっております。現在は昔と違いまして、提出されるよりも御自宅で保管していただいて、税務署なり、市町村から求めがあった際には提示をいただくと、そういう形で。

あと、2点目の医療費控除との関係ということなんですけど、これ医療費控除の特例ということになりますので、どちらかしか使えないんですね。医療費については、病院とかそういう診療所で治療とかにかかったものも含められるんですけど、今回の場合は、ドラッグストアとかで売っている対象の医薬品を購入したものに限るので、医薬品の場合は薬、今回の特定医薬品のほうも含めたもので控除してもらっていいんですけども、今回のこのセルフメディケーションというのはあくまでも医薬品だけということになります。どちらか金額、控除額が大きくなるほうを納税者の方は選択することが多くなっています。

以上です。

○藤田委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 そうしますと、この薬局等で購入をしたスイッチOTC医薬品、この種類というのはかなり多いとは聞いているんですけども、このどういう医薬品がこれに該当するとか、そういうものを皆さんに周知というか、そういうものというのは市のほうとしては何らかの形で

しているのかどうかを。

それと、先ほどの領収書の添付じゃなくて、提示というか、保管をしていればいいということだと、税務署のほうから提出を求められたときに提出をすればいいだけなのか。その辺ちょっと確認したいと思います。

○藤田委員長 税務課長。

○晝田税務課長 まず、最初の周知ということなんですが、こちらは医療費控除やセルフメディケーション税制については、市のホームページ等で制度については周知をしております。どのようなものが対象になるかというのは、お菓のパッケージのほうにセルフメディケーション税控除の対象とかと書かれているもの、これ表示を義務化されているものではないらしいのですが、ほとんどのものについてはそういったものが表示されていますので、そちらを購入していただいた場合には今回の制度の対象になると。

あと、2点目の領収書等の提示の確認ですが、委員御質問のとおり、求められたときに税務署なり、市町村に提示していただいて、間違いなく控除の対象のものだということが確認ができればそれで控除を受けることができます。

以上です。

○藤田委員長 以上で、議案第45号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第51号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案第51号について提案者の説明を求めます。防災課長。

○中澤防災課長 防災課、中澤でございます。よろしくお願ひいたします。

議案51号、工事請負契約の締結について御説明をさせていただきます。

契約件名になります。令和3年度牛久市防災情報伝達システム整備工事でございます。

目的及び概要でございます。現行の防災行政無線設備は老朽化によりまして、設備更新を行う必要が生じております。また、現行のアナログ無線では、昨今の情報伝達手段の多様化に対応できないため、今年度より防災情報伝達システムの更新を行うものでございます。更新におきまして、防災行政無線設備だけではなく、様々な情報伝達手段が存在していることから、最新の知識を有し、また情報通信技術に精通している民間事業者から提案をいただきまして、本市にふさわしい最も優れた成果が期待できるものをプロポーザル方式により選定をさせていただきました。

契約金額になります。5億1,590万円。税込みでございます。

契約予定の相手方でございますが、日本電気株式会社NECでございます。

工事の概要でございます。防災情報を屋外子局スピーカー、ホームページやかっぱメールなど、現行の情報伝達手段のほか、防災アプリなど新たな伝達手段によりまして、一斉に情報を発信し、より多くの方へ確実に情報を伝達するシステムを構築することを目的としてございます。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○藤田委員長 これより議案第51号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願ひます。石原委員。

○石原委員 おはようございます。4点ほど、お尋ねをいたします。

まず、今回のこのデジタル化工事、これによって今までは聞きづらいとか聞こえにくいとかいうようなクレームが度々あったと思うんですが、これが確実に改善をされるのかどうか。これが1点目でございます。

次に、金額の問題ですね。5億何千万円という工事費でございますが、今回のデジタル化の導入に際しまして、防災行政無線ではなくて、各家庭への防災ラジオ、これの配布をした場合との比較検討をされたのかどうか。これについて確認を求めます。

3点目でございます。防災行政無線の今設置してあるスピーカーの数はたしか114か5だったと記憶しておりますが、この設置数の見直しを今後検討しているのかどうか。これが3点目。

最後の4点目でございます。このデジタル化以降のメンテナンス費用についてでございますけれども、これまでのアナログ方式と比べてどのぐらいの金額の差が出てくるのか。

以上についてお尋ねをいたします。

○藤田委員長 防災課長。

○中澤防災課長 お答えさせていただきます。

まず1点目ですが、デジタル化に伴いまして、聞こえづらさの対応はどうかという御質問でございます。こちらにつきましては、全てではないんですけれども、一部高性能スピーカーというものを使用するということが提案がございました。高性能スピーカーの主な性能といたしましては、現行のスピーカーの、机上の計算での話ですが、音の伝達が約倍近くということと、あと上下に広がりにくいという性質がございまして、防災無線子局の真下にいらっしゃるような市民の方には、逆にうるさくなく聞こえるようになるということがございます。また、3点目の御質問と重なってしまうんですけれども、現在石原委員がおっしゃるように114基の子局がございまして、それを96で18基減らす予定ではございますが、高性能スピーカーを使うことによりまして、市内全域の音達をカバー、音達というのは音が伝わる地域なんですけれども、そこがカバーできると提案されてございます。

2点目の金額でございます。今回5億1,590万円、税込みということで御契約させていただければと考えておりますが、3万7,000世帯等へ各御自宅に防災無線の受令機を設置することになりますと、安価なものでも1機1万5,000円程度、税込みで1万6,500円程度ぐらいの金額でございました。それを3万7,000世帯にお配りするとすると、その機械だけで6億1,000万円程度になります。その時点で1億弱安くなっているんですが、さらに受令機だけにしますと、やはりデジタルの機械を入れ替えて一斉に各世帯にお配りするという形になりますので、2億円程度、機器が1億円くらい今現行でかかりますので、2億円程度は現行の契約のほうは安くなると試算しております。

4点目のデジタル化に伴いましてのメンテナンス費用はどうかという御質問でございますが、現行の防災行政無線に関しましては、定期的な保守点検というのを行っておりませんでしたので、故障が起きた場合、そのときに修繕をするという対応をしてございました。年間ですと、昨年であれば60万円弱程度の費用でございまして、今後デジタル化にしまして、6年目から保守点検、これは毎年の保守点検を行おうという計画がございまして、その場合ですと、およそ定期点検で年

間330万円程度ということで試算をいただいておりますので、単純にそれで計算をいたしますと、280万円ほど増額になるかと思いますが、これはあくまで昨年が50万円で済んだということで、それ以上にかかった年もございますので、明確な毎年の比較というのはちょっと難しいところがございますが、申し訳ありませんが、そのぐらいの価格が保守点検でかかるという試算をしております。

以上になります。

○藤田委員長 石原委員。

○石原委員 今の課長の答弁によりますと、聞こえづらさとか聞こえにくさというのが、高性能スピーカーの一部の導入によって解消したいということなんですけれども、それは全部に導入しなくても一部の導入でその目的が解消されるのかどうか。これを再度確認をしたいと思います。

それから、メンテナンス費用が5年間は今の答弁によりますとかからないということは、この契約工事金額の中に5年間分は含まれていると理解をしていいのかどうかということ。

それから、それと合わせて、6年目以降は330万円かかるということなんですけれども、これは毎年かかってくるのかどうか。

その辺について明確にさせていただきたいと思います。

○藤田委員長 防災課長。

○中澤防災課長 まず、音達につきましては、高性能スピーカーが現在の机上での提案の場合、100数基を高性能スピーカーに変える予定でございます。そちらにつきましては、高性能スピーカーの出力も3種類ほどございまして、町なか、要は住宅が多いところに関しまして、それぞれ適切なスピーカーの設置を考えております。また、住宅が密集していない地区におきましては、現行のラップ型というんですかね、そういったもののデジタルでの対応のスピーカーを設置予定でございますので、それは今後発注させていただいた場合、再度改めて調査を行いまして、適切な整備を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、メンテナンス費用ですが、工事契約期間内であれば、今受注をする予定のNECのほうで全て保守点検等も含めまして、更新も含みましてやっていきますものですから、5年間はかかる予定でございます。6年目以降は、毎年平準化330万円程度をかかるという予定で試算をいただいております。

以上です。

○藤田委員長 質疑及び意見がある方は御発言願います。北島委員。

○北島委員 1点だけ。この工期が令和8年3月25日まで。4年半というちょっと相当長い工期を取っていますが、なぜこんなに長い工期になるのか。お聞きします。

○藤田委員長 防災課長。

○中澤防災課長 令和8年3月末ということで、5年間の工期を取らせていただいております。理由といたしましては、5億1,590万円という巨額のお金を投資するものですから、5年間をかけて毎年支出を平準化させていただいた上で、5年間で整備させていただきたいという理由で5年間という形を取らせていただいております。

以上です。

○藤田委員長 北島委員。

○北島委員 一気にやるわけじゃなくて、部分部分やるわけですか。機器の入替え、それからシステムの構築、そういったことが。そうすると順次引渡しも部分引渡しという形で受けるようになるわけですか。

○藤田委員長 防災課長。

○中澤防災課長 まず、初年度に関しましては親機をメインに、あと電波の免許の申請、そういったことをメインにやらさせていただきます。その後5年間をかけた各子局を更新していくと。5年間で契約が切れますので、切れた時点で市のほうに全て移管されるという状態になるかと思えます。

以上になります。

○藤田委員長 北島委員。

○北島委員 そうすると、先ほどのメンテナンスの期間の問題なんですけど、つまり工事完了してから5年間はメンテナンス不要で、そうすると6年目からということになるわけですね。部分的に引渡しを受けなければ。この支払は一括支払いですか。引渡しを受けた後の。

○藤田委員長 防災課長。

○中澤防災課長 支払いに関しましては、毎年毎年の出来高によりましてお支払いをさせていただきたいと考えております。

以上です。

○藤田委員長 質疑及び意見がある方は御発言願います。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 1点だけ確認をしたいと思いますが、この財源構成はどうなっているのか。国の補助金等が入るのかどうか。あと、市債の発行等も当然考えられると思いますが、その辺について伺います。

○藤田委員長 防災課長。

○中澤防災課長 こちらは国のほうの緊防債というもので対応させていただいているということになっております。

以上です。

○藤田委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 そうしますと、全額国のあれなのかどうか、その辺がちょっとはつきり聞こえなかったんですが。

○藤田委員長 防災課長。

○中澤防災課長 申し訳ありませんでした。市の単費で行うわけなんですけど、緊防債というのは、緊急防災・減災事業債というものがございまして。そちらを対応させていただいてございまして。

○藤田委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 そうしますと、これは財源が市債というか国の決められたあれでいいのかどうかという事は、国がこれを全部確保してくれるのかどうか。その辺がちょっと。この5億幾ら

というのは金額的にも高額になりますし、先ほど工事についても平準化、順次やっていくということとか、そういうこと、何か、この辺がちょっとはつきり、もう少し明確にお答えいただきたいと思います。すみません。

○藤田委員長 防災課長。

○中澤防災課長 失礼いたしました。全額市債でございまして、市の単費でございます。

○藤田委員長 質疑及び意見がある方御発言願います。諸橋委員。

○諸橋委員 1点確認させてください。先ほど、課長の答弁では音域は市内をカバーしているということが答弁であったと思うんですが、これは工事が完成した暁には、市内であればどこでも防災無線が聞けて、空白地帯がなくなるという認識でよろしいでしょうか。

○藤田委員長 防災課長。

○中澤防災課長 お答えいたします。

今回の防災無線の入替で市内全ての地区が全部聞こえるようになるということになっていきます。現在、ひたち野地区には防災行政無線がございませんので、そちらに新たに、机上ではございますが、3基ほど新設する予定でございます。契約をさせていただいた暁には、今年度新たにきちんとした調査をさせていただいた上で、聞こえづらいところをないような形で、スピーカーの位置ですとか、高性能スピーカーの設置条件ですとか、そういったものをクリアした上で市内全域くまなく聞こえるようにしたいと思っております。

以上です。

○藤田委員長 以上で、執行部提出議案に対する質疑及び意見は終了いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより付託されました執行部提出議案につきまして順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第43号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手多数であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手多数であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

ここで、執行部の方は退席されても結構でございます。御苦労さまでした。

次に、意見書案第8号、福島第一原発事故による汚染水（「処理水」）の海洋放出の取りやめを求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案第8号について、意見のある方は御発言願います。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 この意見書はもったもな事だと私どもも感じております。東京電力の福島第一原発の処理水、汚染水の海洋放出に反対する私どもも茨城県の県議会、そしてまた県議団、それから地方の議員たちも県知事に対して、反対するよう求める緊急要請をしております。やはり、この環境汚染だけでなく、この海でなりわいをされている方たちに多大な負担を強いるということになりますので、茨城県としてもやはりこの海洋放出に反対する、決定に従わないように国に求めることや、またこの汚染水については、地上保管を継続するという事を国に求める、このことについては当然だと思いますので、賛成をいたします。

○藤田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 以上で、意見書案第8号についての意見を終結いたします。

次に、意見書案第10号、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案第10号について、意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 以上で、意見書案第10号についての意見を終結いたします。

次に、意見書案第13号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案第13号について、意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 以上で、意見書案第13号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 以上で討論を終結いたします。

これより付託されました意見書案につきまして順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、意見書案第8号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手多数であります。よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第10号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手多数であります。よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第13号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、意見書案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、決議案第5号、会計年度任用職員の適正な任用のために、フルタイムと常勤職員採用への道を開くことを求める決議について議題といたします。

決議案第5号について意見のある方は御発言願います。黒木委員。

○黒木委員 この決議案に書いてありますように、市の正職員と会計年度職員に対して、いろいろな条件、処遇的な面とか、処遇的な面という退職金とかそういう6月、12月の一時金的なものとか、そういうものを比べますと、大変常勤職員とただ15分の差で差があるということなんで、あくまで15分の差で故意に会計年度職員とつくられているわけなんで、中には常勤職で正職になりたいという方については条件をしっかりと、現在の職員と同じような形にしてあげるべきだと思います。そうしませんと、本当にやる気がなくなっちゃうというのがありますよね。法律に書いてありますように、正職員のアシスタント的な仕事、アシスタント的な仕事と書いてありますけれども、会計年度職員の仕事の現状を見ますと、結構専門職のライセンスを持っている方たちがおりまして、かなり牛久の行政の支え手になっていると考えておりますので、これにつきましては、やはり働く中で皆さんが笑顔で働けるような条件をつくるというのが必要かと思えます。

以上です。

○藤田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 以上で、決議案第5号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 以上で討論を終結いたします。

これより決議案第5号につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

決議案第5号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手多数であります。よって、決議案第5号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

ここで、自席にて暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

午前10時53分開議

○藤田委員長 再開いたします。

次に、本委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本件につきましては、石原委員より申入れ書が提出されております。この際本件について石原

委員に説明を求めます。石原委員。

○石原委員 本件は、これまで一般質問等も行われましたし、いろいろ話題にもなっていた、いわゆる分庁舎の問題、これをどう考えるかということでございます。この問題は、本委員会、総務企画常任委員会の所管事項でありますので、皆さんに御同意をいただければ、当委員会の閉会中の継続調査ということで考えていただければという思いで提案をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○藤田委員長 以上で、石原委員の説明は終わりました。

これより、本件について質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。
北島委員。

○北島委員 分庁舎に限ることなんでしょうか。これは本庁舎も含めて、総合的な検討が必要ではないかと思っておりますので、分庁舎だけじゃなくて、この敷地全体の利用についての検討を事務調査がいいと思っております。

○藤田委員長 石原委員。

○石原委員 私の書き方が分庁舎という表現に限定をしてしまったような書き方をしてしまいました。北島委員の申すとおり、当然これは本庁舎を含めてのご提案でございます。

失礼をいたしました。

○藤田委員長 ほかにございませんか。市川委員。

○市川委員 私も同じ、北島委員と同じような趣旨の質問だったので、今石原委員から本庁舎の、要は新設も含めたという内容があったので、同じことだと思っておりますので分かりました。

○藤田委員長 遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 今後の事務調査として取り上げるのはいいと思うんですが、このことによりまして、一番最後の5番目の床面積が、床面積というか1人当たりの広さの問題から、こういうところまで常任委員会の事務事業に入っていく問題なのかどうか、ちょっとその辺が分からないので。あと、どのような形で調査をするのか。何か日にちとか、日程とかそういう計画等はあるのかどうか。その辺もちょっと皆さんに伺いたいと思っております。

○藤田委員長 石原委員。

○石原委員 1人当たりの床面積云々かんぬんというのは、いわゆるあくまでもこの問題を考える上での参考データというか、参考資料の1つとして確認をしておきたいなということで挙げさせていただきました。当然のことながら、それを踏まえてどうこうするかということは、今後皆さんで議論を交わしながら、方向性というのは当然委員会としてどうするのかということも考えなければいけないと思っております。

以上でございます。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 提案者に質問したいんですけども、これはこの市役所の本庁舎も含めて、分庁舎も全部含めて、新たにつくるということを想定した中での申入れ書と捉えるべきなのか、ただ単

に、今コロナ禍の中でここに の1番に書いてある職員1人当たりの床面積について、ちょっと密だからその辺の閉会中の審査という、その部分的なのか、さっき言った目的がちょっとどこにあるのか、私には理解できないのですが。

○藤田委員長 石原委員。

○石原委員 今出たことなんですけれども、もともとこの問題は私が提案したきっかけは、この本庁舎の4階のフロアが議会棟ということで、私はそう理解しているんですが、何分にも、昭和49年ですか、大分前につくられた庁舎なものですから、手狭なところがあって、議会は議会として本来は議会だけで使いたいところなんだけれども、そういうスペースが確保されていない。そういうことはどうなのかというところから始まった問題でございます。そういう問題が基本にあって、去年あたりから分庁舎の問題がぼろぼろ出てきたものですから、では当然そういう議会のスペースも含めて、この問題を全体として考えてみたほうがいいのかということであって、今思い描いているところは、庁舎の建て替えとか、そんなことは全然考えてなくて、当面、今の状況の中でどういう在り方、限られた財源でもありますので、どういう在り方がベターなのかということをお皆さんで考えてみたいという思いで提案をさせていただいたものであります。

以上です。

○藤田委員長 黒木委員。

○黒木委員 提案者の思いは分かりました。いわゆる、でも今逆に言うと、今の現状の中で、先ほども申しましたようにコロナ禍の中で、なかなかこの4階のフロア、これを議会というか、そういう議会の中で使うというには、なかなかその運用の中ではできていかないのではないかとと思うんです。ただ、何事でも先んじて議論するというのは私的にやぶさかではないわけなんで、それはそれとしていいんですが、やっぱり目的がある中での議論というものがあってしかるべきだと思ったので、今申入れ者に聞いたんですけれども、議論している中で方向性がどうなるかというのは皆さんの総意に関わってきますので、独断、私的には否定するものではありません。だから、議論はいいと理解しますし、賛同はいたします。

以上です。

○藤田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 以上で、本委員会の閉会中の継続調査についての質疑及び意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 以上で討論を終結いたします。

これより本委員会の閉会中の継続調査について採決いたします。

採決は挙手により行います。

石原委員からの申入れ書のとおり、本委員会の閉会中の継続調査することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、本委員会の閉会中の継続調査とすることに決しました。

お諮りいたします。

ただいま、継続調査することに決しました案件につきまして、本委員会は閉会中もなお継続調査を要するために、議長宛て閉会中の継続調査の申し出をしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 御異議なしと認めます。よって、議長宛て閉会中の継続調査の申し出をいたします。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして総務企画常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時03分閉会